

⑤ 数値目標

1人1日あたりのごみ排出量（資源物除く）



【減量のめやす】 毎日、お茶碗1杯分のごみを減らしましょう。



資源化率（ごみ総排出量に占める資源物の割合）



可燃ごみの排出量



発行 令和3年3月
 岡崎市環境部 ごみ対策課 ごみ施策係
 TEL:0564-23-6723 FAX:0564-25-8153
 〒444-0002 岡崎市高隆寺町字阿世保5番地 (リサイクルプラザ3階)

岡崎市 一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)

① 基本的事項

計画改定の目的

ごみ処理基本計画は、ごみの発生及び排出抑制から最終処分に至るまでの適正な処理に必要な基本的事項を定めるものです。
 本市は、平成26年8月に「岡崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しており、令和2年度が中間目標年度に当たることから、今回改定しました。

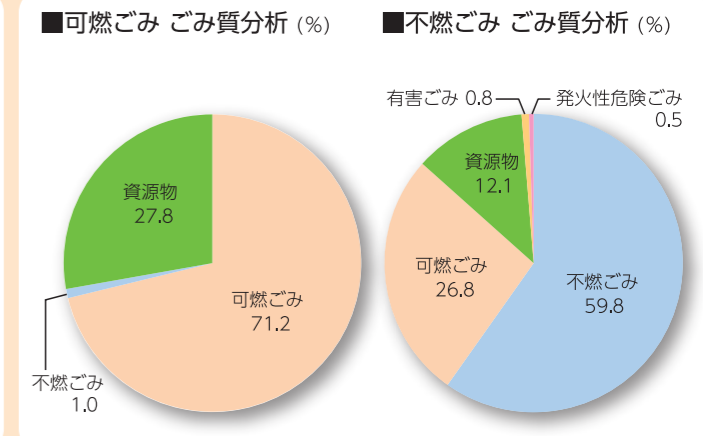
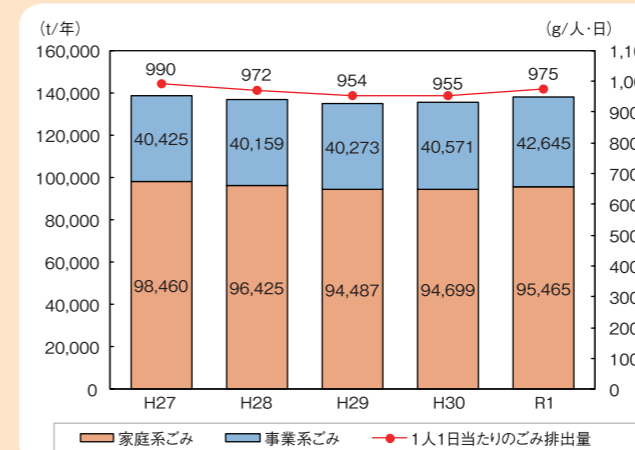
計画の期間

平成26年度から令和9年度まで

② ごみ処理の現状と課題

現状

- 家庭からのごみや、事業者からのごみ排出量は、平成29年度を境に増加しています。
- 1人1日あたりのごみ排出量も、同様の傾向です。
- 可燃ごみには約3割、不燃ごみには約1割、資源物が混入しています。



課題

- さらなる資源化に向け、ごみの発生及び排出抑制が必要です。
- ごみと資源物の正しい分別が必要です。

③ 目指すべき姿

市民・事業者・行政による持続可能な循環型社会の形成

持続可能な循環型社会を形成するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生抑制・再使用・再生利用に取り組み、三者が一体となって循環型社会の形成を目指します。

④ 基本方針及び推進施策 基本方針は以下の3つとし、施策を推進していきます。

基本方針

1 ごみの発生抑制の促進

リデュース（発生抑制）の促進

- 市民の消費行動の見直し
・不要なものは買わない、使い捨て商品は買わない等、生活スタイルの見直しを推進

- 家庭から排出される生ごみの削減
・生活様式に合わせた生ごみ自家減量の普及促進、意識啓発の推進
・「3キリ運動」の推進

※3キリ運動

生ごみの水分を取り除く「水キリ」、買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」



- 事業系ごみの削減
・減量意識の向上を推進
・食品廃棄物についての情報提供、啓発、指導
・ごみの中の資源物の適正処理に向けた広報啓発

リユース（再使用）の促進

- 不用品の再使用
・再使用情報の提供、フリーマーケット等の場の提供等を通じたリユース行動の推奨

- リサイクルショップの活用
・リサイクルショップの紹介等の情報発信



行政による情報提供、研究

- 周知啓発の推進
・市民、事業者への学習機会の提供
・分別徹底に関する分かりやすい情報提供
・イベント等を通じた、ごみ問題への意識の向上



- リデュース、リユース施策の調査研究
・先進的なリデュース、リユースの取り組みについての調査、研究

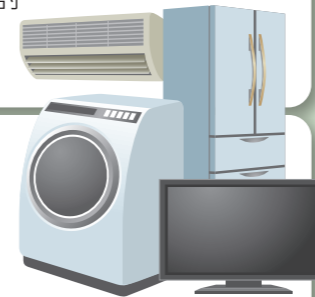
基本方針

2 資源循環利用の促進

リサイクル（再資源化）の促進

- 新たな資源化の検討
・ごみの中の資源化可能なものについての検討
例) 剪定枝、ミックスペーパー、プラスチック製品、紙おむつ等

- 家電製品の資源化の促進
・家電4品目、パソコン等のリサイクルシステムの活用
・レアメタル資源化のため、常設回収ボックスや宅配便の活用



分別意識向上の推進

- 資源物排出環境の整備
・事業者が独自に行う資源回収に関する市民への情報提供
・町内会等による資源回収事業の推進
・新規拠点回収所設置の検討



- 分別意義の啓発
・循環型、省資源型商品の積極的な購入促進
・体験講座等による意識向上



基本方針

3 適正な処理・処分の推進

適正かつ効率的な収集運搬

- 適正排出の推進
・ごみステーションの衛生的な保持、ごみの収集、処理の事故防止等、排出ルール・マナー順守の指導

- 効率的な収集運搬
・効率的で安全な収集運搬体制及びごみステーション設置場所の適正化の検討
・さわやか収集の継続、排出困難者の視点に立った収集体制の見直し、改善



循環型社会形成に資する適正な中間処理

- 適正な中間処理
・可燃系ごみ処理施設（焼却・熔融施設）の処理の継続
- 新たな施設整備
・新広域ごみ処理施設の検討
・リサイクルプラザの設備等老朽化に伴う整備等の検討



適正な最終処分

- 埋立処分
・環境負荷を軽減し、安全安心な処分を継続できる体制の保持

その他の廃棄物関連

- 違法な廃棄物処理の監視
・パトロールの強化、不法投棄の予防
・資源物の持ち去りの防止



- その他の廃棄物処理
・災害廃棄物の処理方針の明確化、広域的な連携や民間業者との協力体制の構築
・処理困難物及び在宅医療廃棄物の適正処理の周知徹底